

議案第52号

京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月29日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条中「同条例」を「給与条例」に、「第6条第3項」を「給与条例第6条第3項」に改める。

第8条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第17条の3」を「第18条」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「又は勤勉手当」を加える。

第10条第1項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第18条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第17条の3」を「第18条」に改め、同項後段中「この条」の次に「及び第18条第4項」を、「、基準日等」の次に「の属する月の前月」を加え、「平均額」を「平均額。第18条第4項において同じ。）」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日等現在の基本報酬」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「又は勤勉手当」を加える。

附則第4項中「令和12年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>(給料の支給)</p> <p>第7条 給与条例第5条から第6条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、<u>給与条例第5条第1項中「その月の21日」とあるのは「規則で定める日」と、給与条例第6条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数並びに勤務時間条例第9条の規定に基づく休日の日数」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日及び休日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第8条 給与条例第17条から第<u>18条</u>までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 6月に期末手当<u>又は勤勉手当</u>を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>(他の条例の例)</p> <p>第10条 フルタイム会計年度任用職員の第3条第1項に定める手当（<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除く。）の額及び支給方法については、給与条例及び京田辺市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年京田辺市条例第49号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当<u>及び勤勉手当</u>)</p> <p>第18条 給与条例第17条から第<u>18条</u>までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第6項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>(給料の支給)</p> <p>第7条 給与条例第5条から第6条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、<u>同条例第5条第1項中「その月の21日」とあるのは「規則で定める日」と、第6条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数並びに勤務時間条例第9条の規定に基づく休日の日数」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日及び休日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 給与条例第17条から第<u>17条の3</u>までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>(他の条例の例)</p> <p>第10条 フルタイム会計年度任用職員の第3条第1項に定める手当（期末手当を除く。）の額及び支給方法については、給与条例及び京田辺市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年京田辺市条例第49号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 給与条例第17条から第<u>17条の3</u>までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第6項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額。</p>	<p>給与の範囲に勤勉手当を追加</p> <p>字句の整理</p> <p>勤勉手当に関する準用規定を追加</p> <p>勤勉手当の支給要件に関する特例規定を追加</p> <p>勤勉手当の額及び支給方法に関する規定を追加</p> <p>勤勉手当に関する準用規定の追加及び字句の整理</p>

京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>及び第18条第4項において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条及び第18条第4項において「基準日等」という。)現在の基本報酬(月額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイムの会計年度任用職員にあっては、基準日等の属する月の前月)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額。第18条第4項において同じ。)」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日等現在の基本報酬」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 6月に期末手当又は勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 元特別職職員のうち、その者の受ける期末手当の額(以下「新期末手当」という。)がこの条例の施行の日の前日において受けていた基本報酬月額に、100分の197.5を乗じて得た額に達しない者には、令和6年3月31日までの間、新期末手当のほか、その差額に相当する額を期末手当として支給する。</p> <p>5及び6 (略)</p>	<p>次項及び第18条第4項において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において「基準日等」という。)現在の基本報酬(月額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイムの会計年度任用職員にあっては、基準日等以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 元特別職職員のうち、その者の受ける期末手当の額(以下「新期末手当」という。)がこの条例の施行の日の前日において受けていた基本報酬月額に、100分の197.5を乗じて得た額に達しない者には、令和12年3月31日までの間、新期末手当のほか、その差額に相当する額を期末手当として支給する。</p> <p>5及び6 (略)</p>	<p>勤勉手当の支給要件に関する特例規定を追加</p> <p>勤勉手当支給開始に伴い経過措置を終了</p>